

札幌市アイヌ文化交流センターにおける撮影・録音に関するガイドライン

1 目的

このガイドラインは、札幌市アイヌ文化交流センター（以下「センター」という。）における利用者の撮影及び録音（以下「撮影等」という。）について、アイヌ民族の誇りが尊重されるまちの実現を目指し、アイヌ文化への敬意を欠く無許可の営利行為及び正確な理解を妨げる発信の防止、実演家の権利保護、他の利用者及び施設関係者のプライバシー保護、並びに施設管理権（札幌市アイヌ文化交流センター条例第10条及び同条例施行規則第9条）に基づく安全で快適な観覧環境の維持を目的として定めます。

2 定義

（1）利用者

このガイドラインにおいて「利用者」とは、施設関係者以外の施設を観覧又は貸室を使用する目的でセンターを利用する者をいいます。

（2）施設関係者

施設運営に係る業務受託者、アイヌ伝統舞踊等の実演者、及びセンターの職員その他これらに類する者をいいます。

3 撮影等の目的別可否基準

（1）個人利用

ご家族や友人との記念撮影、自身の学習・鑑賞記録としての撮影・録音、収益化していない個人的なSNSやブログへの投稿など、営利を目的としない個人的な利用は、次項（第4項）の禁止事項に該当しない範囲において可能です。

（2）営利・商業目的

広告収入が発生するSNSアカウント（YouTube等の収益化プログラムを含む）への投稿、商品の販売・宣伝、その他営利を目的とした撮影等は原則として禁止します。（※特例による許可については下記5参照）

（3）報道機関による取材

報道機関が施設又は本市アイヌ施策に関する事実報道のために取材する場合、並びにテレビ局や制作会社等が施設運営に資する番組制作を行う場合の撮影等は、事前申請により許可を得たうえで可能です。ただし、札幌市アイヌ施策課が取材依頼した案件について取材する場合は、事前申請の方法によらず、電子メール・電話・FAXによる事前の届け出をすることで撮影等を行うことができます。

（4）学術研究・教育目的（学生の調査等）

学位論文、学会発表、学術書・専門書、講義・教育用資料、デジタルアーカイブ等における発表、掲載その他の利用、及びこれらを目的とした調査のための撮影等は、事前申請により許可を得たうえで可能です。

4 禁止・制限事項

他の利用者及び施設関係者のプライバシーその他の権利侵害となる撮影や録音はプライバシー保護及び施設管理の観点からいかなる場合も禁止します。

次の事項は、上記3の撮影等が許可される場合においても原則として禁止します。

（1）ライブ配信

SNS等を用いたリアルタイムの動画・音声配信（以下「ライブ配信」という。）を行うことは、このガイドラインで禁止する行為の有無を即時に確認・修正することが困難であり、意図しない他者の映り込み（肖像権・プライバシーの侵害）や実演家の権利侵害、並びに投げ銭機能等による事実上の営利行為に繋がるなど、他の利

用者や実演家、施設管理上に多大な影響を及ぼすおそれがあることから、原則として禁止します。

(2) 無人航空機（ドローン等）による撮影等

センター敷地内（上空を含む。）における無人航空機（ドローン、ラジコン機等。以下「ドローン等」という。）の飛行及びこれによる撮影・録音は、来館者の安全確保、施設及び展示物の保護、並びにプライバシー保護のため、原則として禁止します。

(3) 展示物・図書コーナー・管理事務室等の撮影等

撮影禁止の標識がある展示物及び図書コーナーの書籍は著作権保護のため、管理事務室、施設関係者作業室等及び不特定多数の利用が認められていない貸室は防犯及び個人情報保護、並びに利用者のプライバシー保護のため、撮影等を原則として禁止します。

(4) 実演（舞踊、演奏、講話等）の撮影等

実演の撮影等の可否は、出演団体や演目ごとに異なります。出演団体は、開始前に撮影等の可否について観覧者へ案内を行うものとします。必ず会場のアナウンスや係員の指示に従ってください。

※許可された場合でも、「全編の無断公開」や「収益化動画・音声への利用」は、実演家の権利（著作隣接権等）を保護するため禁止します。

5 事前申請について

上記3（3）～（4）の場合は、原則実施日の7日前までに所定の撮影等申請書を提出し、許可を得てください。ただし、上記3（3）のうち、市が取材依頼をした場合や事実報道を迅速に行う必要が認められる場合は除きます。

また、上記3（2）の営利目的、及び4（1）～（4）の原則禁止事項について、特例として撮影等を希望する場合は、実施日の30日前までに申請書を提出してください。申請書受付後、所定の審査のうえ、施設管理上問題がなく、アイヌ施策推進に資する目的であるものと認められた場合は例外的に撮影等を許可します。

撮影等を希望される場合、詳細は管理事務室にお問い合わせください。

6 不適切利用への対応

ガイドラインに違反し、注意に従わない場合は、施設管理権に基づき撮影・録音の中止、データの消去、退館を命じることがあります。また、撮影した動画・静止画や録音した音源を営利目的でインターネットや書籍等の媒体に掲載・利用した場合は、市は掲載・利用の取り下げを要求し、必要に応じて損害賠償等を請求する場合があります。

附 則

このガイドラインは、令和8年5月1日から施行する。